

東京都福祉サービス第三者認証評価機関

代表者 様

東京都福祉サービス評価推進機構

公益財団法人東京都福祉保健財団

福祉情報部長 金久保 典子

新型コロナウイルス感染症に関する令和 2 年度東京都福祉サービス第三者評価の
取扱いについて（第 2 報）（通知）

新型コロナウイルス感染症に関する令和 2 年度東京都福祉サービス第三者評価の取扱い
については、令和 2 年 4 月 8 日付 2 財情報第 139 号公益財団法人東京都福祉保健財団福祉
情報部長通知「新型コロナウイルス感染症に関する令和 2 年度東京都福祉サービス第三者
評価の取扱いについて（第 1 報）（通知）」（以下「令和 2 年度第 1 報通知」という。）により
御案内したところです。

政府において令和 2 年 4 月 7 日から令和 2 年 5 月 6 日までの期間として発令された緊急
事態宣言については、令和 2 年 5 月 31 日まで期間が延長されました。これを受けて東京都
は緊急事態措置等を上記期間まで継続実施するとしていますが、高齢者施設等における施
設内感染防止策は引続き徹底されるものと思われまます。

つきましては、令和 2 年度における東京都福祉サービス第三者評価に当たっては下記の
とおり対応いただくよう、第 2 報を通知いたします。

記

1 事業所への訪問について

令和 2 年 6 月 30 日までは、事業所へ訪問しないようお願いいたします。

2 令和 2 年度評価の特例について

(1) 聞き取り方式による利用者調査及び訪問調査等

上記 1 の期間においては、聞き取り方式による利用者調査及び訪問調査等は事業所
への訪問によらない方法により行うこととします。

(2) 場面観察方式による利用者調査

ア 上記 1 の期間において、上記 2 (1) の事業所へ訪問しない方法による訪問調

査を開始する場合【下図事例①参照】

場面観察方式による利用者調査は中止とします。ただし、事業所への訪問によらない方法により場面観察方式による利用者調査を行うことを妨げるものではありません。

イ 上記1の期間より後に、通常の方法による訪問調査開始日がある場合【下図事例②参照】

上記1の期間においては、事業所への訪問によらない方法により場面観察方式調査を行ってください。事業所等の設備状況等から訪問によらない方法による調査が難しい場合は、令和2年7月1日以降に場面観察方式調査を延期してください。

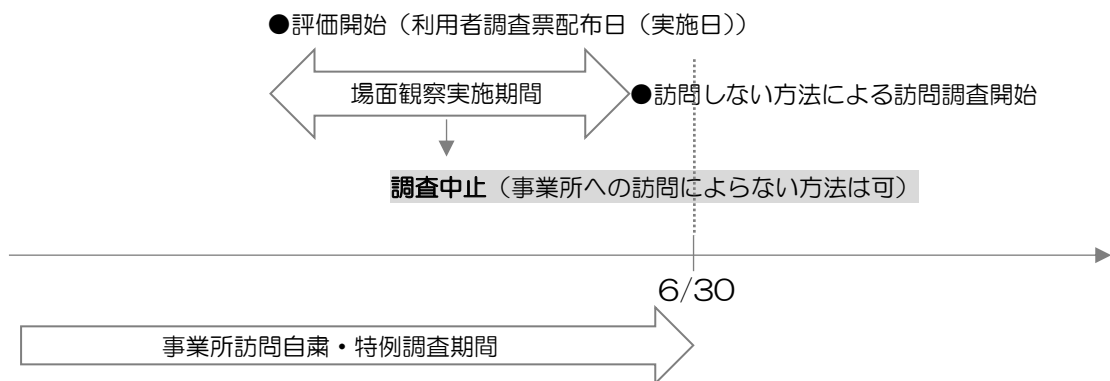
ウ その他

(ア) 評価対象福祉サービスから、あらかじめ場面観察方式により利用者調査を行うこととなっている評価案件については、あわせて実施することとしている家族等へのアンケート方式による調査を原則どおり行ってください。

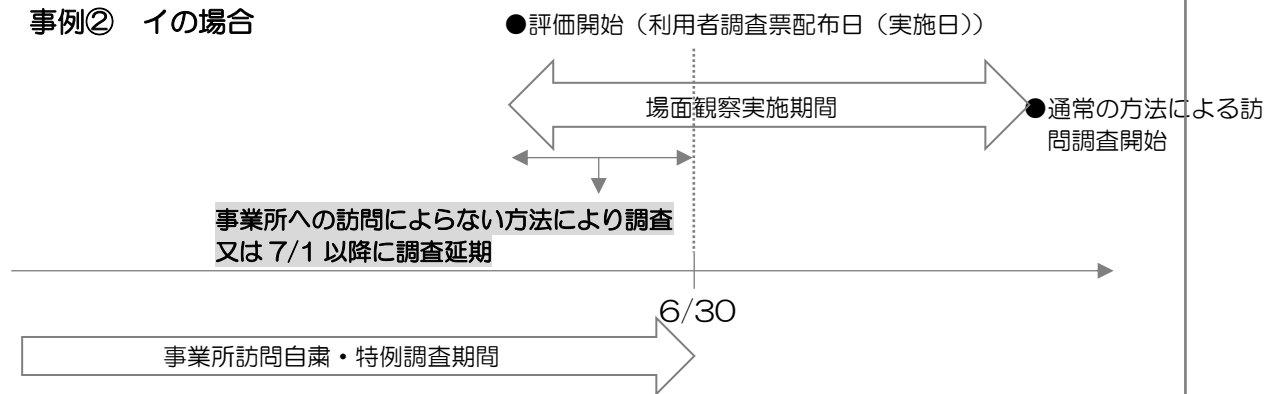
(イ) 入所系の評価対象福祉サービスにおいて、有効回答者数が3未満の場合に行う場面観察方式による利用者調査についても上記2（2）のとおりのお取り扱いとします。

2（2）場面観察方式による利用者調査 説明図

事例① アの場合



事例② イの場合



3 留意事項

本通知については令和2年5月7日現在の状況から発出するものです。今後の状況から順次御案内いたします。

(担当)

東京都福祉サービス評価推進機構

公益財団法人東京都福祉保健財団

福祉情報部評価支援室

電話 03-3344-8515